

第6次和光市一般廃棄物
処理基本計画等策定支援業務
委託事業者選定プロポーザル実施要領

令和3年7月
和光市

目 次

1	趣 旨.....	- 1 -
2	事業内容.....	- 1 -
3	履行期間等.....	- 1 -
4	予定価格.....	- 1 -
5	参加資格.....	- 1 -
6	スケジュール.....	- 2 -
7	審査及び業者選定.....	- 3 -
8	契約の締結.....	- 3 -
9	参加手続及び提出書類.....	- 3 -
10	質問回答.....	- 5 -
11	プレゼンテーション等.....	- 6 -
12	提案の無効.....	- 6 -
13	その他の留意事項.....	- 7 -
14	担当窓口.....	- 7 -

添 付 資 料

- 1 第6次和光市一般廃棄物処理基本計画等策定支援業務委託仕様書
- 2 様式集
- 3 プロポーザル審査基準

1 趣 旨

第6次和光市一般廃棄物処理基本計画等策定支援業務委託の実施に向けて、提案事業者の知識、技能、経験等を見極め、本事業に最も適した業者を選定するに当たり、プロポーザルを実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 第6次和光市一般廃棄物処理基本計画等策定支援業務
- (2) 内 容 第6次和光市一般廃棄物処理基本計画及び災害廃棄物処理計画の策定支援業務（調査の実施及び計画素案の作成等及び計画書作成業務（印刷・製本・データ作成、和光市廃棄物減量等推進審議会の運営支援。））
詳細については、別紙「第6次和光市一般廃棄物処理基本計画等策定支援業務委託仕様書」に定めるとおりとする。

3 履行期間等

契約締結日～令和5（2023）年3月15日
（令和3（2021）年度～令和4（2022）年度の2か年度の債務負担行為）

4 予定価格

11,510,000円（消費税及び地方消費税を含まない）
※ 令和3（2021）年度の支出限度額は以下のとおりとする。
6,930,000円（消費税及び地方消費税を含まない）

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件すべてに該当する法人とする
当該参加資格を有することを証する書類に虚偽があった場合は直ちに参加資格を失うものとし、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合も同様とする。

(1) 法人に関すること

- ① 本社又は営業所等が設計・調査・測量業務における和光市での競争入札参加資格を有していること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年要綱第17号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- ④ 和光市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成8年要綱第7号）に基づく入札参加除外措置を受けている期間がないこと。
- ⑤ 会社更正法に基づく更正手続開始の申立て、または民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 平成28年度以降に、地方公共団体が発注する、一般廃棄物処理基本計画及び災害廃棄物処理計画の策定支援業務を元請けとして受託し、かつ完了した実績を3件以上有

すること。(参加表明書提出時点において業務が完了しているものに限る。)

- ⑦ 本プロポーザルへの参加は、原則単体企業とする。共同企業体は本プロポーザルへ参加することはできない。

(2) 配置技術者に関すること。

本業務においては、次の①～③の条件をいずれも満たす担当技術者及び管理技術者を配置し、実施すること。管理技術者は、本業務に従事する者の指導監督など、本業務全体を実務的・技術的に監理すること。

① 直接雇用関係を有していること。

② 次のいずれかの資格を有していること。

ア 技術士法に定める技術士(衛生工学部門または総合技術管理部門-衛生工学・廃棄物管理)の資格を有する者。

イ RCCM(廃棄物部門)の資格を有し、登録を受けている者。

③ 地方公共団体が発注する一般廃棄物処理基本計画及び災害廃棄物処理計画の策定実績を1件以上有すること。(参加表明書提出時点において業務が完了しているものに限る。)

6 スケジュール

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 実施要領の公表 | 令和3(2021)年7月5日(月) |
| (2) 質問書の受付期限 | 令和3(2021)年7月14日(水)
正午まで |
| (3) 質問に対する回答 | 令和3(2021)年7月16日(金) |
| (4) 参加申込書・企画提案書等の提出期限 | ■郵送の場合
令和3(2021)年7月20日(火)必着
■窓口持参の場合
令和3(2021)年7月26日(月)
正午まで |
| (5) 一次審査結果通知送付 | 令和3(2021)年7月29日(木) |
| (6) 二次審査 | 令和3(2021)年8月5日(木) |
| (7) 結果通知 | 令和3(2021)年8月上旬 |
| (8) 仕様の協議、契約締結 | 令和3(2021)年8月中旬 |

※ 「5 参加資格」を満たした提案者が5者を超えた場合は、一次審査において上位5者を選定し、その者に対して二次審査を行うものとする。

※ 「5 参加資格」を満たした提案者が5者以下の場合は、一次審査は行わないものとする。なお、一次審査を行わなかった場合は、プレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼンテーション等」という。)の詳細に係る通知をもって、二次審査参加資格の通知とする。

7 審査及び業者選定

- (1) 委託事業者選定に係る審査については、公募型プロポーサル方式とし、第6次和光市一般廃棄物処理基本計画等策定業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）が別に定め公表する審査基準により、一次審査及び二次審査による評価を実施し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

- ① 一次審査（書類審査）

提案者が提出した書類に基づく書類を審査し、評価点の高い順に二次審査対象者を5者選定するものとする。ただし、提案者が5者以下の場合は、一次審査を省略し、二次審査時に合わせて書類審査を行うものとする。

- ② 二次審査（プレゼンテーション等の審査）

一次審査を通過した提案者（一次審査を省略した場合は提案者）によるプレゼンテーション等を実施し、企画提案書の内容と合わせて審査を実施する。なお、提案者が1者のみの場合であってもプレゼンテーション等は実施する。

本プロポーザルでは、専門的かつ技術的知見から、ごみ処理広域化への移行過程の課題解決を踏まえた計画策定に関する効果的な支援に係る提案、並びに社会情勢や和光市の特性を踏まえた施策を導出するための調査及び計画立案に関して独自性、実現性、的確性に優れた提案に対する評価を重視するものであるが、提案内容に見合った費用であるかどうかについても評価項目とする。

- (2) 優先交渉権者の決定

本プロポーザルでは、企画提案書の内容及びプレゼンテーション等の評価点並びに企画提案の内容に係る見積額を総合的に評価し、総合評価点の最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

優先交渉権者及び次点交渉権者を選定したのち、委員会委員長は、選定結果報告書をもって市長に報告するものとする。

市長は、委員会の意見を踏まえて優先交渉権者を契約相手方として決定する。

- (3) 結果の通知

審査結果は、すべての提案者に文書で通知する。また、審査経過、評価内容及び委員会の意見については、いかなる問合せにも応じない。

8 契約の締結

履行期間は、契約日から令和5（2023）年3月15日までとし、7により選定された優先交渉権者と契約締結の協議を行う。契約協議が不調になった場合は、次点優先交渉権者と契約締結のための協議を行うものとする。

なお、契約手続きに係る詳細については、和光市契約規則（昭和39年規則第7号）に従い取り扱うものとする。

9 参加手続及び提出書類

- (1) プロポーザル実施要領の交付について

ア 交付期間
令和3（2021）年7月5日（月）から7月19日（月）まで
午前8時30分から午後5時15分まで
（祝祭日、土、日曜日を除く）

イ 交付場所
埼玉県和光市広沢1－5（和光市役所6階）
和光市市民環境部環境課
電話 048-424-9153（担当直通）
※ 和光市ホームページからダウンロード可能

(2) 企画提案書等の提出について

ア 本プロポーザルに参加を希望する者は、(1)で交付する実施要領の内容を熟知した上で、(3)に示す提出書類を作成し、郵送又は持参により提出すること。

※ 企画提案書及び見積書の記載に関する詳細は(5)を参照

イ 提出場所
上記(1)に同じ

ウ 提出期限
■郵送の場合
令和3（2021）年7月20日（火）まで（必着）

■持参の場合
令和3（2021）年7月26日（月）正午まで

(3) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 会社概要書（様式2）
- ウ 業務実績調書（様式3）
- エ 配置予定技術者調書（様式4、5）
- オ 企画提案書（様式6）
- カ 見積書（様式7）
- キ その他（任意様式）（業務実施体制表、業務工程表）

(4) 提出部数

ア 参加申込書（社印及び代表者印を捺印すること） 1部

イ 企画提案書等（様式2～6）
・正本 1部（社印及び代表者印を捺印すること）
・副本 6部（捺印不要）

※ 副本には提案者が判別できるような名称やロゴマーク等を使用しないこと。

ウ 見積書（様式7）
(5)イに示す内容を記載した見積書に表紙を付けて、正本を1部（表紙に社印及び代表者印を捺印すること）提出すること。

(注) すべての提出書類は返却しない。

(5) 企画提案書及び見積書の記載要領

ア 企画提案書

企画提案書には、以下の項目を提案すること。(ページ数等の制限は設けない。)

- (ア) 本業務を実施するにあたっての基本的な考え方
- (イ) 和光市の現状及び広域化についての課題認識
- (ウ) 調査の実施方法
- (エ) 一般廃棄物処理基本計画素案の作成に向けた進め方や工夫
- (オ) 廃棄物減量等推進審議会の運営支援(オブザーバー出席及び会議録作成)に関する考え方及び工夫
- (カ) 災害廃棄物処理基本計画素案の作成に向けた進め方や工夫
- (キ) 成果物(計画書及び資料)作成に関する工夫
- (ク) 計画策定に関するコンサルティング業務に関する考え方
- (ケ) 本業務の実施体制
- (コ) 業務スケジュール
- (サ) その他

イ 見積書

見積書には、次の区分ごとに消費税を含む金額を記載すること。

また、内訳書については、令和3年度の執行限度額を踏まえ、年度毎の内訳が分かるように作成すること。

- (ア) 一般廃棄物処理基本計画策定支援業務
- (イ) 災害廃棄物処理計画策定支援業務
- (ウ) 廃棄物減量等推進審議会運営支援業務
- (エ) 計画書作成業務(編集・印刷・製本)

※ 支援業務詳細は別添業務仕様書のとおり

10 質問回答

企画提案書等の作成に当たり質問がある場合は、以下の方法により質疑を行うこと。

なお、質問書の受付期限後の質問及び電話での確認については、一切受け付けないものとする。

(1) 提出方法

質問がある場合は、「14 担当窓口」あてに質問書(様式8)を電子メールで送信し、受信確認のための電話連絡を行うこと。なお、電子メール送信の際は、タイトルを「(貴社名) 第6次和光市一般廃棄物処理基本計画等策定支援業務委託」とすること。

(2) 提出期限

令和3(2021)年7月14日(水) 正午まで

(3) 回答方法

質問に対する回答は、一括してホームページへの公開をもって行う。

(4) 回答日

令和3（2021）年7月16日（金）

11 プレゼンテーション等

企画提案書の内容を具体的に説明する場として、次のとおりプレゼンテーション等を実施する。

(1) 期日

令和3（2021）年8月5日（木）

※ 開始時間及び集合場所については別途、文書をもって通知する。

(2) 場所

和光市役所3階 庁議室

(3) 内容

ア プレゼンテーション等の順番は、参加申込書等の受付順とする。

イ プレゼンテーション等の時間は準備及び片付けを含め40分以内とする（準備5分、説明15分、質疑応答15分、片付け5分）。

ウ 貴社からのプレゼンテーション等への参加者は3人以内とし、プレゼンターは配置予定の技術者が行うこと。

エ 提案者が判別できるような名称及びロゴマークは使用しないとともに、発言から提案者が特定されるような言動は行わないこと。

オ パソコン等を用いた説明を行う場合は、提案者側で機器を用意すること。（プロジェクターを含む）ただし、電源（コードリール）及びスクリーンについては当方で用意する。

カ 当日の説明資料がある場合は、7部用意すること。

キ あいさつ、会社紹介等も説明時間に含めるので、形式的なものは省略して構わない。

ク プレゼンテーション等は、提案者のノウハウに関する内容が多く含まれるため、非公開で実施するものとする。

12 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

(1) 提出期限に遅れたもの

(2) 本要領及び要求仕様書の条件を満たさないもの

(3) 虚偽の内容が記載されているもの

(4) 見積金額が不明なもの、積算根拠が不明なもの

(5) 審査の公平性を害する行為があった場合

(6) 予定価格の超過あるいは著しく低い金額での提案によって公正な競争が困難と認められる場合

(7) 上記各号に該当するほか、プロポーザル等の中で著しく信義に反するものと委員会が認める場合

13 その他の留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の費用は提案者の負担とし、当市は一切負担しない。
- (2) 企画提案書等の提出書類は、提出後の内容の追加や変更は原則として認めない。
- (3) 提出された企画提案書等は、本プロポーザル以外には使用しないが、和光市情報公開条例に基づく公文書として取り扱うものとする。
- (4) 業者決定後、委員会は、業務の円滑かつ具体的な実施に向けて、提案内容の変更や新たな提案を求める場合がある。さらに、委員会では選定された企画提案書等を元に仕様書を作成できるものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、第6次和光市一般廃棄物処理基本計画等策定業務の委託事業者を選定するための資料であり、提出された企画提案書等に関する著作権等の主張は認めない。
- (6) プロポーザル等に参加することにより知り得た事項（仕様書の内容を含む）については、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。
- (7) 審査経過及び結果に対する意義申し立て等には一切応じない。

14 担当窓口

郵便番号 〒351-0192

住 所 埼玉県和光市広沢1-5

和光市市民環境部環境課

資源リサイクル担当

電 話 048-424-9153（担当直通）

F A X 048-464-1192

電子メール c0500@city.wako.lg.jp